

区役所本庁舎の免震改修工事にあたって 26年3月下旬から 一部の施設を移転・休止します

区役所本庁舎は、26年5月～27年11月中旬まで免震改修工事を実施します。また、関連工事として検討を進めてきたエレベーターの更新、防災機能強化工事等も併せて実施します。

免震改修工事に先立ち、26年3月下旬から準備工事を実施します。特に影響がある本庁舎の地下1階・2階等の施設は右表のとおり移転・休止します。

工事期間中はご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

【問合せ】総務課庁舎耐震改修担当（本庁舎3階）☎(5273)3604・FAX(3209)9947へ。

工事期間中は本庁舎の
駐車場を利用できません

26年4月1日～27年11月中旬は、代替駐車場を用意する予定ですが、できるだけ公共交通機関をご利用いただきますようお願いします。詳しくは、「広報しんじゅく」等でお知らせします。

移転施設	期間	移転先
区民保養施設等の受付窓口 ★	26年4月1日～27年11月中旬	本庁舎1階
夜間出入口・警備室	26年5月1日～27年11月中旬	第1分庁舎

★箱根つつじ荘・グリーンヒル八ヶ岳・ヴィレージ女神湖の利用受付窓口

休止施設等	期間等
食堂	26年3月29日～27年11月中旬は休み
展示販売スペース	26年4月1日～27年11月中旬は休み
理容・美容室	26年3月31日で営業終了
本庁舎の屋上緑化見本園	26年3月31日で終了
本庁舎エレベーター	時期未定（3台のうち1台ずつ時期をずらして一時休止）
区役所本庁舎南側協の路上駐輪場・バイク置場	26年3月下旬～27年11月中旬は休止
本庁舎と第1分庁舎の連絡通路	時期未定（地下・4階で時期をずらして一時通行止め）

平成25年 第4回区議会定例会		
期日	開会時間	会議・委員会の名称
11月28日(木)	午前10時	本会議(代表質問)
11月29日(金)	午前10時	本会議(代表質問・一般質問)
12月2日(月)・3日(火)	午前10時	常任委員会(総務区民・福祉健康・環境建設・文教子ども家庭)
12月4日(水)	午前10時	特別委員会(防災等安全対策、自治・地方分権)
12月5日(木)	午前10時	特別委員会(議会・行財政改革)
12月9日(月)	午後2時	本会議(議案、意見書、決議等の採決)
◎本会議・委員会は傍聴できます。手話通訳者または要約筆記者の配置もできます。本会議の様子は区議会ホームページ（ http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/index08.html ）でご覧いただけます。日程は変更になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。		
【問合せ】区議会事務局調査管理係（本庁舎5階）☎(5273)3534・FAX(3209)9995へ。		
●今回の定例会で審議する主な議案 ◎予算案 平成25年度新宿区一般会計補正予算(第6号) ◎条例案 新宿区住民基本台帳制度の適正な運用に関する条例の一部を改正する条例 【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505・FAX(3209)9947へ。		

区役所庁舎の 停電のため休みます

12月7日(土) は休みます

新宿区コールセンター

しんじゅくコール

☎(3209)9999
FAX(3209)9900

しんじゅくコールは、午前8時～午後10時、区のサービスや手続き、施設などのお問い合わせにお答えしています。土・日曜日、祝日等もご利用いただけます(1月1日～3日は休み)。

【問合せ】広聴担当課広聴係(本庁舎3階)☎(5273)4065・FAX(5272)5500へ。

12月7日(土) 26年1月11日(土)

住民票の写し・印鑑登録証明書 自動交付機を休止します

- ▶12月7日(土)…区内すべての自動交付機を休止します。
 - ▶26年1月11日(土)…第1分庁舎正面玄関横の自動交付機を休止します。地域センター(特別出張所等区民施設1階)の自動交付機は利用できます。
- 【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎(5273)3601・FAX(3209)1728へ。

非木造建物の
耐震化への補助

【対象】昭和56年（1981年）5月31日以前に建てられた鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で、次のいずれかに該当していることが要件です。
▼延べ床面積の2分の1以上を住宅・共同住宅等として使用している建物
▼特定建築物（病院・学校等の災害時に重要な機能を果たす施設等）
▼震災時等も応急活動の中心となる防災拠点
を結ぶ「緊急輸送道路」沿道の建物（事務所・店舗なども対象）
●耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断（無料）
耐震診断・補強の必要性や、合意形成、耐震診断・改修工事に向けたアドバイスなどを行う専門の技術者（建築士）を派遣します（派遣回数は5回まで）。また、必要性が明らかになったものに対して、簡易な耐震診断を行います（構造図がない等の場合は診断できない場合があります）。

●耐震診断・補強設計への補助
耐震診断や補強設計費用の一部を補助します。区が指定した機関で耐震診断・補強設計の評価を受ける必要があります。
●耐震改修工事への補助
耐震診断・補強設計に基づき工事を実施する場合、費用の一部を補助します。
※木造建物への補助など詳しくは、パンフレット「地震に強いあなたの住まい」や新宿区ホームページでご案内しています。

区の耐震化支援事業のご利用を
「委任払い」が非木造建物でも利用できます

区では、災害に強いまちをつくるため、建物の耐震化などさまざまな耐震化支援事業を進めています。
これまで、利用者の一時的な負担を軽減する「委任払い」は木造住宅等のみ対象でしたが、非木造建物にもご利用いただけるようになりました。利用方法等詳しくは、お問い合わせください。
【問合せ】地域整備課（本庁舎8階）☎(5273)3829・FAX(3209)9227へ。

●委任払いとは
補助を利用する方が耐震診断・補強設計や耐震改修工事に掛かる費用を業者（建築士や工務店）に支払うのではなく、利用者から委任を受けた業者に区が直接、補助金を支払う制度で、利用者の費用負担を軽減します。

区民住宅入居者募集

募集案内の配布は12月2日～10日
【募集戸数】6戸
【申込資格】区内在住で義務教育修了前のお子さんがいて、世帯の収入が所得基準内（左表）の方。詳しくは、募集案内をご覧ください。
【募集案内の配布】12月2日(月)～10日(火)に住宅課、区政情報センター（本庁舎1階）、区役所第1分庁舎1階受付、特別出張所、区立中央・四谷・鶴巻図書館で配布（施設の休館日を除く）。12月2日～10日(火)の消印があり、12日(木)までに到着したものを受け付けます。
【問合せ】住宅課区立住宅管理係(本庁舎7階)☎(5273)3787・FAX(3204)2386へ。

所得基準表

家族数	年間所得金額
2人	227万6,000円～622万4,000円
3人	265万6,000円～660万4,000円
4人	303万6,000円～698万4,000円
5人	341万6,000円～736万4,000円

※所得金額は所得税法上の所得金額をいい、給与所得控除後または必要経費控除後の前年中の所得金額です。計算方法は「募集案内」をご覧ください。
※家族数には申込者本人を含みます。家族数が6人以上の場合は、1人に付き38万円を加算してください。

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。